

『2024年度 根本正太郎奨学金（大学入学用）』 募集要項

2023年6月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この「根本正太郎奨学金（以下、奨学金）」は、福島県出身の故根本正太郎様の遺産を活用して、次世代を担う人材の育成を図るため、向学心がありながら経済的理由により、修学上必要な学資金（奨学金）を大学在学の期間支給することで奨学援護を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とします。

なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もありません。
他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

現在、学校教育法による福島県内の公立高等学校に在学し、2024年3月卒業見込みの高校3年生で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由で大学への進学が困難であり、奨学援護を希望する者。

但し、2024年4月に学校教育法による日本国内の全日制の大学に現役で進学することを条件とします。（本年度募集より進学先の大学は国公立・私立を問いません。）

(1) 収入制限

世帯年収（両親の合計）が給与所得者の場合は600万円以内（収入金額）、給与所得者以外の場合は300万円以内（所得金額）の家庭の生徒が対象です。

但し、両親のいずれかが会社経営者の方は対象外です。

3. 応募方法

募集期間：2023年6月1日～2023年9月30日（必着）※当日消印有効ではありませんのでご注意ください。

応募方法：下記書類を郵送で提出してください。

(1) 2024年度根本正太郎奨学金（大学入学用）願書

※願書は、当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 作文（テーマ「もし福島県が首都だったら」1200字以内）※様式は自由とし、自筆又はパソコンで作成

(3) 成績証明書または通信簿のコピー（高校第1学年から直近分まで）

(4) 本人の属する同一世帯の住民票の写し

※コピー不可・申請日の3ヶ月以内発行・本籍地及び個人番号は省略

(5) 課税証明書（全項目証明） 2022年1月1日～12月31日までの収入内訳と所得内訳が記載されたもの
両親の証明書を各1通ずつ。

・ひとり親家庭の場合は、本人と同一世帯の父または母のいずれかの証明書1通を提出してください。

・無収入の場合は非課税証明書を提出してください。

(6) 個人情報の取扱いに関する同意書：指定書式に署名・捺印

応募関係書類（添付書類を含む）は返却しません。

4. 採用人数

2024年度の奨学生は3名程度を採用とします。

5. 給与期間・給与額

大学における最短修業年限の4年間を通じて、年額48万円（4年合計192万円）を支給します。

但し、休学及び退学した場合はそこで奨学金の支給は終了します。

※医学部や薬学部等4年制以上の学部であっても、支給期間は4年間が限度となります。

6. 支給継続条件

次学年への進級が条件となります。

- (1) 毎年度4月20日までに在学証明書（4月発行・学年が分かるもの）及び近況報告書（様式不問）を提出する。※初年度は在学証明書のみ
- (2) 毎年度9月20日までに在学証明書（9月発行）を提出する。
- (3) 大学卒業時に卒業証明書及び原稿用紙2枚以上2000字以内の作文を提出する。

願書等の郵送先 ※申請書類は、学校またはご家庭のいずれか一方よりご郵送願います。

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

（公財）公益推進協会 根本正太郎奨学金担当

選考方法及び通知

第一次選考（書類選考）・・・生活の困窮度や学業・人物等により総合的に判断

第二次選考（WEB面接）・・・2023年10月下旬から11月上旬の18時以降を予定

第一次選考及び第二次選考結果を踏まえて、当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生候補を決定します。

2023年11月下旬を目処に申請者に対し、候補採否を文書で通知します。

なお、最終決定は大学への入学確認後（2024年4月以降）となり、奨学金の交付には大学の在学証明書の提出が必要です。

奨学金の支給

入学後、指定先口座に年2回（4月と10月）に分けて（24万円ずつ）振り込みます。但し、振込手数料を差し引いた額とします。

この奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 根本正太郎奨学金担当

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204

E-mail: info@kosuikyo.com 問い合わせ対応時間：平日10:00~18:00

